平成２６年（フ）第７号
長野県松本市大字島立4456番地１
債務者　坂下　明香
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第１４号
長野県安曇野市明科七貴7222番地56　みどりヶ丘団地89号
債務者　楠田　穂波
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２５年（フ）第６８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13768番地１　フレグランスMM―A101
債務者　北原　保彦
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２５年（フ）第２５１号
三重県松阪市小津町945番地１　MO―VI202号
債務者　渡邉　　誠
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
津地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第８号
兵庫県川西市多田院２丁目25番５号、前住所岡山県勝田郡勝央町黒土462―３　ウインコート２―201
債務者　巽　　基
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２６年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市七松町３丁目22番７―503号
債務者　松本　昭代
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第５２号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目75番地　青葉荘106号
債務者　宮本　榮子
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第８号
山口県岩国市青木町３丁目53番22号
債務者　吉田美佐子
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２６年（フ）第１６号
福岡県久留米市南薫西町1972番地８　シャルマンドミール103号、前住所福岡県久留米市津福本町786番地36
債務者　三原　秀二
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第２０号
福岡県小郡市干潟1340番地２
債務者　井上　鉄夫
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第２２号
福岡県久留米市御井町411番地２　レオパレスクレイン101号
債務者　馬場　新一
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第２３号
宮崎市佐土原町上田島3835番地３
債務者　江藤真貴子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第２５号
宮崎市大字本郷北方2160番地１　あいらんど本郷Ｂ棟207号
債務者　松田　重廣
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第２６号
宮崎市大字本郷北方2160番地１　あいらんど本郷Ｂ棟207号、前住所富山県射水市三ケ2232番地　コーポ駅南106
債務者　松田　　翼
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4545番地３　太陽アパート101号
債務者　原田　勇一
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部
平成２６年（フ）第３号
鹿児島県大島郡知名町大字知名1947番地６
債務者　中井　美鈴
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部
平成２６年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目11番17号　広瀬ハイツ102号
債務者　**前**田　優子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係